

日本技術士会中部本部静岡県支部年次大会資料

(2021 年度・通算 6 回)

第1号報告 2020 年度事業報告並びに収支決算

第2号報告 2021 年度事業計画収支予算

第3号報告 県支部役員体制・協賛会員

その他報告 部外との協定、加入団体について

資料1 日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(SAPD)(抜粋)

資料2 台風19号被災者支援活動報告書(抜粋)(2019年度事業であるが今後の参考のため添付)

資料3 発災時における現地支援活動マニュアル

資料4 中部本部静岡県支部外部依頼対応要領



日時 2021 年 6 月 12 日(土) 13 : 00~15 : 30

場所 新型コロナウイルス感染症の拡大のためオンラインで開催

静岡県支部長退任にあたって



2019・2020年度 静岡県支部長 山之上 誠(建設)

日頃から静岡県支部（以下 当支部）の運営について会員の皆さまのご支援ご協力に感謝申し上げます。支部長退任にあたりご挨拶申し上げます。

県支部発足から6年を経過し事業も順調に進んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で当年度は行事の中止か延期を余儀なくされました。その反面、対面式からオンライン方式に替わり事業活動も変化を来しています。そのような状況の中で、幹事役員の尽力で予定された事業を遂行できました。

当支部は、防災と事業開発活動が活発です。防災活動は静岡県、静岡市や牧之原市と協定を結んで来るべき災害に備えています。また、静岡県災害対策士業連絡会とは覚書を結び、台風19号の被災者支援活動にも参加しました。日頃の防災活動は、静岡県地震防災センターで行う防災教室に会員を派遣するなど具体的な実績を継続しています。事業開発活動では、静岡県経済産業部農地局や中小企業団体中央会の静岡県ものづくり支援センターなどからの委託事業への会員派遣、静岡県日中友好協議会を通じて浙江省企業への技術支援などにも継続的に会員が参加しています。その結果、活動により支部の収支にも大いに寄与しています。

当支部の事業方針は「内から外へ」。一般の人々に関わる事業活動を積極的に展開します。小学校向けの理科支援授業や一般向けのテクノロジーカフェなどへの参加は会員のノウハウをいかに発揮できるかやりがいのある活動です。

むすびに、新体制はキーワードが「若返り」。会員を増やし、その会員同士が見える関係をどう築いて行くのか。急速に進むデジタル化などの新様式が当たり前になる社会を前提に、新支部長のもと大幅に若返った新体制の今後の運営に期待します。

退任にあたり、支えて頂いた幹事役員には、改めて感謝申し上げます。新年度も引き続きご支援ご協力をよろしく願います。

静岡県支部長就任挨拶

2021・2022年度 静岡県支部長 加藤 信之(電気・電子)



就任にあたって一言ご挨拶申し上げます

皆さんこんにちは。私は、2021年度から静岡県支部の支部長を仰せつかりました加藤信之（電気電子部門）です。日頃から静岡県支部の運営に対しご尽力くださった皆様に感謝と敬意を表します。

さて、2020年を振り返ってみますと、やはり最大の脅威はCOVID-19でした。技術士会の行事も例外ではなく、当初予定していた講演会や全国大会までも中止となりました。静岡県支部ではWeb会議システムを使用して予定通りの回数を実施することができました。これは、ひとえに皆様のご協力をもって達成できたと考えております。しかし、COVID-19は現在も猛威を振るっています。今後は、ウィ

ズコロナ、ポストコロナにつながる活動、すなわち、従来の置き換えだけではなく、さらなる変革が必要と考えています。

以上の状況を踏まえ、2021年からは以下のことを推進していきたいと考えています。

① 技術士会イベント等の新形態への転換

COVID-19終焉後も適用が予想される「デジタル化」を推進していきます。Web会議システム適用はもちろんです。DX（デジタルトランスフォーメーション）なども利用しつつ、従来になかったプラスアルファの効果を出していきたいと思えます。

② 内から外への発信力強化

現在の技術士活動を外部にアピールしていきます。そのためには、ホームページを充実させ、活動内容をタイムリーに提供し、技術士の知名度向上を目指します。

③ 地域貢献活動の充実

防災関係や浙江省との技術支援活動、テクノロジーカフェ、理科支援授業などの地域貢献活動も従来通り充実させ、社会貢献のみならず、技術士の認知度向上、自己研鑽の場としての活用も進めます。

「ピンチはチャンス！」という言葉がありますが、まさにその通りだと思います。2021年はまさにチャンス到来です。この機会を逃さずに新しいことにチャレンジしていきたいと思えます。加えて、「こんなことをやりたい！」などの新しいご意見もお待ちしております。お気軽にご提案ください。

最後に、私はまだ技術士としての経験も浅く、支部長としては至らぬ点があるかと思えますが、技術士の皆様、社会の皆様のために日々鋭意努力する所存です。また、今回役員体制も一新しました。役員ともども、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

第1号報告 2020年度事業報告並びに収支決算

概況：2020年度事業概要は以下のとおりである。

(1) CPD例会等の状況

- ・会員の自己研鑽のためCPD例会を6回実施した。なお昨年度はコロナウイルスの拡大により全てWEB開催となった。
- ・県内会員を対象とした中部地区例会を1回、東部、西部合同の地区例会を各1回(合計2回・WEB)開催した。
- ・WEB開催により他県からも参加者があり、感染症対策としても有効な手法であり新たな例会のあり方として今後も実施結果を分析しながら検討を行っていく。
- ・新合格者説明会は4月に予定したが感染症拡大により延期し、十分な安全管理の下対面方式により8月に実施した。なお会員の拡大と支部活動の拡充のため次年度以降についても継続実施していく。

(2) 防災委員活動：研究会の充実

- ・2019年度に策定した「日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(SAPD)」に加え、2020年度は「発災時における現地支援活動マニュアル」を制定した。(資料3)
- ・2020年8月22日に開催された静岡県災害対策士業連絡会の理事会に参加し、会員相互の交流の拡充とスキルの向上を図った。
- ・静岡県との災害時の支援協定に基づく活動要請は、2020年度についても無かった。
- ・牧之原市との締結に基づき地頭方漁港の津波対策事業に伴い発生した飛沫対策に対して技術支援を行った。
- ・静岡市との協定に基づく活動は2020年度も無かった。
- ・例年、静岡県地震防災センター主催の「こども地震防災教室」へ参加して来たがセンターのリニューアル工事のため残念ながら2019年は中止になった。2020年6月に再オープンした同センターには多くの方が訪れ更なる活動の活性化が期待されていたが、コロナ禍の中、予約制による人数制限を強いられるようになった。従来通りの開催が出来なくなったが、下記により(公財)中部科学技術センター中部サイエンスネットワーク主催の「防災・減災ワークショップ」が行われ、会員が7人参加した。
開催日：2020年8月22日(土) 13:30～16:30
参加者数：52名(こども30名、おとな22名)
- ・日本技術士会統括本部主催の全国防災会議(オンラインで実施)に馬淵会員が参加し、静岡県支部の防災の取り組みについて講演した。
開催日：2020年9月1日(火)

(3) 社会貢献活動

- ・小中学校での理科授業を4回開催した。
- ・テクノロジーカフェについてはコロナウイルス感染症の拡大により開催を見合わせた。

(4) 事業開発

- ・静岡県経済産業部農地局農地整備課が所管する排水機場等の鑑定に対し電気関係技術士を派遣した。
- ・静岡県交通基盤部が所管する電気設備等の鑑定に対し電気関係技術士を派遣した。
- ・静岡県中小企業団体中央会ものづくりセンターからの技術士紹介依頼に対応し、ものづくり補助金の審査支援業務を受諾した。
- ・静岡県建設工事紛争審査会に当支部より委員を選出しているが2020年度の紛争審査事項はなかった。

(5) 海外との交流

・静岡県と浙江省は1982年4月の友好提携以来、30年以上にわたり経済、文化、環境など幅広い分野における交流を積極的に促進し、相互理解と友情を深めている。静岡県支部でも浙江省の企業への支援を行っている。

昨年12月4日（金）には、静岡市産学交流センター会議室でオンライン会議システム「Zoom」を使用し静岡県・浙江省建築交流養成講座」が開催された。この会議では、静岡県と浙江省との経済交流を促進する事業の一環として、馬淵会員と山之上会員が講師を務め、日本の建設・建築分野の施工管理の管理手法等を浙江省企業に紹介した。紹介した内容は、「日本の建築施工現場での安全管理」を山之上誠会員（建設部門）が、「日本のプレハブ式建築の施工技術・基準」について馬淵大幾会員（建設部門）が担当した。

「日本の建築施工現場での安全管理」

内容は、

- 1.日本の建設施工のしくみとプロセス
- 2.事業主の責任について
- 3.建設業の労働災害防止対策として現場の安全施工サイクルを基本とした事例
- 4.過去の災害件数の推移から安全対策は強化されてきたこと

などを紹介した。

浙江省の参加者は、事業主の責任に非常に関心を持っていた。具体には労災事故において被災者の過失以外に事業主にも責任が及ぶかなどです。日本も同様のケースはあり、責任が問われないためにも元請けの安全対策の最も重要な項目としては施工管理であると回答した。

「日本のプレハブ式建築の施工技術・基準」

工場で生産された部材を用いることで、施工の安全性の向上・品質の信頼性の向上が実現でき、総合的なコスト低減に寄与していることなどを紹介した。質問は、部材相互の接合工法、断熱性、結露対策等で基本的な建築技術に関するものであった。浙江省でも気象条件に適した快適な住環境の確保やコスト低減策に苦慮している様子が伺えました。浙江省とは制度や体制が異なりますが、日本の技術が少しでも参考になることを期待する次第です。

静岡県支部は、静岡県日中友好協議会との関係を築いており、今までは製造業における生産管理などの技術支援が主であったが、昨年からは建設業においても施工管理に関する支援依頼があり、今回の養成講座に至った。本来ならば浙江省を訪問しての技術支援を行う予定であったが、コロナ禍のためにオンラインで開催された。



1 日本技術士会静岡県支部会員の状況 (2021年3月31日現在 日本技術士会資料)

名誉会員	2名	磯部 俊夫氏 (金属) 北本 達治氏 (化学、総合技術監理)
正会員	312名 (全国 21,251名)	
準会員	86名 (全国 4,459名)	
計	398名 (全国 25,710名)	

※複数の資格を保有している方がいるため延べ人数である

※2020年度に比較し会員の増減は正会員 72名増加、準会員 15名増 計 87名増

協賛会員 15社 (年会費1口会員 11社、同2口会員 4社) 2020年度と同じ

静岡県支部会員部門別一覧表

会員数は2021年3月末現在 () 全国

部 門		正会員 (名)	準会員 (名)
1	機械	44 (1,711)	21 (587)
2	船舶・海洋	1 (18)	0 (8)
3	航空・宇宙	0 (70)	0 (50)
4	電気電子	26 (1,794)	9 (474)
5	化学	11 (429)	5 (209)
6	繊維	1 (82)	0 (13)
7	金属	12 (364)	1 (74)
8	資源工学	0 (52)	0 (7)
9	建設	82 (6,636)	17 (1,076)
10	上下水道	20 (1,030)	4 (259)
11	衛生工学	4 (523)	1 (142)
12	農業	7 (865)	5 (159)
13	森林	8 (303)	1 (56)
14	水産	1 (198)	2 (44)
15	経営工学	13 (527)	3 (149)
16	情報工学	8 (741)	4 (386)
17	応用理学	13 (813)	4 (127)
18	生物工学	9 (192)	5 (150)
19	環境	12 (489)	4 (440)
20	原子力・放射線	1 (224)	0 (38)
21	総合技術監理	39 (4,190)	0 (11)
合 計		312 (21,251)	86 (4,459)

※複数の資格を保有している方がいるため延べ人数

2 2020年度年次大会報告

新型コロナウイルス感染症の拡大により開催を見合わせ、メールにより会員・協賛会員に意見紹介を行った。

3 支部例会等の報告(コロナウイルス感染症の拡大により全てオンラインにより実施)

開催日	講演テーマ	講師名(敬称略)		参加者
2020. 9. 26	「製品開発とイノベーション」	Akira データ経営研究所代表	長谷 彰	40名 (一般10名)
2020. 10. 24	浙江省国際ビジネスマッチング大会出席報告	日本技術士会中部本部静岡県支部会員 技術士(電気電子部門)	加藤 信之	33名 (一般4名)
2020. 11. 28	「MaaS は人の移動や社会をどう変えるか: 実証実験を1年試した今考える」	東京大学生産技術研究所 特任教授	伊藤 昌毅	33名 (一般5名)
	「VIRTUAL SHIZUOKA が拓く未来のまちづくり」	静岡県交通基盤部 建設技術企画課	杉本 直也	
2021. 1. 16	「チャ害虫の総合的管理体系と日本茶の輸出促進戦略」	農研機構 果樹茶業研究部門 茶業研究領域 茶病害虫ユニット長	佐藤 安志	26名 (一般1名)
2021. 2. 20	「安倍川及び大井川の治水の歴史と河川管理のこれから」	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所副所長	齊木 雅邦	53名 (一般5名)
2021. 3. 13	「バリアフリー・ユニバーサルデザインの最新動向と国際比較」	東洋大学ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科教授	菅原 麻衣子	52名 (一般7名)

※参加者数は講師を除いています。

3-1 地区ブロック活動

◆中部地区例会(コロナウイルス感染症拡大によりオンラインで実施)

日時: 2021年3月20日(土) (13:00~15:40)

参加者: 31名(一般12名)

講演Ⅰ「時代を反映した最近の業務実例ー土質基礎に関してー」

講師: 服部エンジニア(株) 設計部 取締役設計部長 山田 文雄氏

講演Ⅱ「ネットワーク・セキュリティ技術による情報セキュリティ対策」

講師: 富士通株式会社 姉崎 匡俊氏

講演Ⅲ「小学校の理科特別授業に関連して『コンピュータプログラミング教育 一考』」

講師: 日本技術士会フェロー(電気電子) 岡井 政彦会員(静岡県支部副支部長)

◆東部・西部地区合同例会

日時: 2021年3月27日(土) (14:00~15:40)

参加者: 41名

講演Ⅰ「人工知能と知的財産」

講師: 的場特許事務所長 的場成夫氏(弁理士)

4 委員会報告

(1) CPD委員会

コロナ禍の中、6回の例会をオンラインで開催した。講演会の講師は延べ7名（内会員は1名）、参加者は延べ237名（内一般32名）であった。地区独自の活動である、地区例会2回もオンラインで開催した。会員の皆様より要望のあった、見学会や懇親会は、感染防止のため開催できなかった。第3回例会より、参加申込に商用のチケットサービスであるPass Marketを利用した。受付作業が楽になり、委員の業務が減った反面、セキュリティ上問題があるとの批判があった。例会の企画、準備のため委員による打合せを5回行った。

(2) 防災委員会

現実的な対応力の強化を目的に防災研究会と共に「日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画（SAPD）」（資料1）を2019年9月に制定発行した。SAPDは、静岡県内はもとより近隣他県において災害時支援活動が必要な状況となった場合は、「静岡県支部防災会議」を設置し、日本技術士会防災支援委員会、中部本部、静岡県、関係自治体及び静岡県災害対策士業連絡会等と連携し災害時支援活動を行うマニュアルとなっている。なお、支援活動は2種に分けられ、

A：一般支援活動（防災支援員による被災者現地支援活動）と

B：協定締結自治体向け支援活動（専門技術者によるアドバイス等）である。

本活動基本計画の特徴は、実践活動や社会情勢の変化（付随する災害形態の変化）に合わせてPDCAを展開することとしている。

2020年度は、防災研究会と連携をして静岡県支部の防災活動態勢を充実するべく、以下の事項を行った。

a. 「日本技術士会中部本部静岡県支部災害時支援活動計画（SAPD）」を改訂した。（資料-1）

改訂事項は、（予算活動）第9条において、但し書きとして「静岡県災害対策士業連絡会経由及び静岡市との協定に基づく案件については、当会から支給する。また、牧之原市及び静岡県交通基盤部との協定に基づく案件については、牧之原市及び助言要請機関（関係市町）が負担する。」と追記した。

b. 「防災上の問題解決・ニーズにあなたのスキルをお貸しください」をテーマに募集を行った。

c. 静岡県防災センターで行われた（公財）日本中部科学技術センター中部サイエンスネットワーク主催の「防災・減災ワークショップ：ヤバイ！逃げる“かがく”は役に立つ」のイベントに後援及びセンター館内の展示物に関する説明者として参加した。

引き続き更なる体制の拡充を図るため会員に対し、技術士が自らの専門性を生かした防災活動への参画を目指し「防災支援員」を募集している。

d. 静岡県との災害協定関係

静岡県との災害協定締結については、交通基盤部（担当：土木防災課）と日本技術士会静岡県支部との間で協議を進め、2019年の3月18日に締結を完了している。（協定書の写しは資料1日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画に掲載）

e. 静岡県災害対策士業連絡会

1) 静岡県災害対策士業連絡会 理事会

日 時：2020年8月28日（金）15:00～

場 所：静岡県弁護士会館

概 要：山之上支部長、柴田防災委員長の2名が出席した。

2) 静岡県災害対策士業連絡会が作成する下記パンフレットに対し意見を求められたため、意見を付し回答した。

静岡県内 自治体の皆様

静岡県災害対策士業連絡会



生活の再建・支援制度の情報

登記・相続

境界・ご近所の紛争

建物の修理・再建

労働・労務

債務・税金
融資

災害時の困りごと、私達にお任せください！

私たちは、県内の専門士業（しぎょう）12団体からなる、地震、台風など「災害時の被災者支援」を目的とした団体です。発災時に、自治体の皆様から裏面の派遣要請をいただければ、複数団体による現地派遣を検討します。ぜひお気軽に当連絡会又は静岡県にご相談ください。

構成団体（順不同）

- ・静岡県弁護士会
- ・静岡県司法書士会
- ・静岡県行政書士会
- ・日本公認会計士協会東海会静岡県会
- ・東海税理士会静岡県支部連合会
- ・静岡県社会保険労務士会
- ・静岡県土地家屋調査士会
- ・(公社)静岡県不動産鑑定士協会
- ・(公社)静岡県建築士会
- ・(公社)日本建築家協会東海支部静岡地域会
- ・(一社)静岡県建築士事務所協会
- ・(公社)日本技術士会中部本部静岡県支部

参与 静岡県

事務局 ☎ 054-252-0008 (静岡県弁護士会)

・静岡県支部からの意見

発災後の被災された方々への支援は大変重要な事項ではあることから上記の5つのコピーに対し異論はありませんが、発災前の防災対策は生命財産を守る上でさらに重要事項と考えております。災害が発生する以前から住民の方々が住まわれている地域がどのような状況にあるのかを知り、災害発生時には速やかに安全なエリアに避難することができるよう市町と連携し周知して行くことが求められております。別添のとおり都市再生特別措置法が改正(令和2年6月10日)され安全でコンパクトなまちづくりを行うため立地適正化計画において防災対策・安全確保策を定める『防災指針』を策定することが義務付けされております。また、宅地建物取引業法施行規則が一部改正され(令和2年7月17日公布、令和2年8月28日施行)不動産取引時に水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することが義務付けされたところです。このような状況に鑑み技術力の脆弱な市町に対し多方面からの支援が必要になるものと考えております。自治体の皆様には、災害時の被災者からの困りごとへの相談に対する役割と事前から災害発生後にも関わる防災対策への支援についても士業が関与することに十分理解される内容と考えます。このよう

な理由により冒頭のキャッチコピーの中の最初に『防災対策への支援』を記載願いたい。また、リーフレット中段の説明文中の『災害時の被災者支援』に加え『発災前における防災対策などへの支援』などを目的とした団体です。防災まちづくりなどを検討される場合や発災時に自治体の皆様から裏面の派遣要請をいただければ、複数団体による市町への支援や被災された方々に対する相談会などを検討致します。ぜひお気軽に当連絡会または静岡県にご相談下さい。との修正依頼を行った。

(3) 社会貢献委員会

a. テクノロジーカフェ

市民の方々が気楽に科学技術に触れることが出来るテクノロジーカフェは、2015年1月に開始以来、これまで56回の講演を行ってきた。しかし、2020年1月以降の講演は新型コロナ感染症対策のためにやむなく中止を余儀なくされ、今に至っている。2020年度は一度も開催できずに終わった。現在は中断中であるが、オンライン方式で講演会(zoom方式)を再開する予定である。このためテクノロジーカフェ担当の支部役員で年間事業計画を策定し、講演の題目、頻度などを具体的に決める予定である。

b. 理科支援委員会

中部本部理科支援委員会が対象とする愛知、岐阜、三重、静岡4県での小学校における理科特別授業は2007年度より始め、静岡県における累計実績73件、2020年度は4件実施した。静岡県の授業要請テーマには県外講師も対応することもあり、逆に他県の授業に静岡県講師が出向くこともある。静岡県の登

録講師は12名となった。静岡県の小学校からの授業要請は、地震や津波に関連するテーマがコンスタントに続いている。例年春には中部4県の講師の授業テーマ一覧を静岡県教育委員会に提出し、県内小学校に配布してもらっている。当県では山崎自然科学教育振興会や浜松 RAIN 房というものづくり・理科地域支援ネットワークの支援があることから授業要請が受けやすく、今後も引き続き理科特別授業を続ける。なお今期は浜松 RAIN 房を通じた授業要請はなかった。

2020年度における静岡県内での実績

開催日	学校名	講師名	講義テーマ
2020年6月23日	藤枝市西益津小学校	柴田達哉	地震発生の仕組み
2020年7月9日	袋井市立今井小学校	角入一典	土の種類による液状化現象の違い
2020年11月20日	下田市立朝日小学校	安田英人	プログラミングについての体験
2021年1月25日	富士市立富士第二小学校	北本達治	花火の色はなぜ赤かったり、黄色だったりするのだろう

(4) 事業開発委員会

a. 静岡県関係への対応について

- 1) 経済産業部農地局農地整備課からの電気関係技術士の推薦依頼を受け会員4名を推薦し対応した。
大嶽陽一会員、岡井政彦会員、鈴木大介会員、鈴木敏弘会員、の4名。
- 2) 交通基盤部からの電気関係技術士の推薦依頼を受け会員4名を推薦し対応した。
大嶽陽一会員、岡井政彦会員、鈴木大介会員、鈴木敏弘会員、の4名。
- 3) 静岡県中小企業団体中央会ものづくり支援センターからの補助金申請書類の技術審査依頼について
のべ30名の会員が審査を担当した。
- 4) 交通基盤部建設支援局建設業課が所管する静岡県建設工事紛争審議会の委員については岩田良明会員が就任しているが該当案件はなかった。

b. 関係市町について

- 1) 牧之原市との包括協定（2015年11月30日包括協定締結）（参考-4）
2020年度は経済産業部より1件の助言依頼があり、静岡県支部助言チームの山之上誠会員、岩田良明会員が対応した。
協定締結以来、2020年度末で12件の技術支援を行ってきた。

c. その他

- 1) 静岡県日中友好協議会
「静岡県・浙江省建築業交流養成講座」に講師の推薦依頼を受け会員2名を推薦し対応した。
山之上誠会員、馬淵大幾会員、の2名

(5) 広報委員会

- a. 年4回の広報誌を発行してきたが2020年度は当会主催のイベント等が減少したため3回の発行となった。2021年4月までの発行回数は静岡県技術士協会から通算し第172号となっており、日本技術士会中部本部静岡県支部となってからは第23号を発行済である。
- b. ホームページ（以下HP）を活用し会員相互の情報共有を図るとともに広く情報発信を行っている。またTwitterを活用した情報発信も行っている。
- c. CPD例会や防災委員会、理科支援委員会、支部の各種研究会の動向についても広報誌やHPを通じ広く情報提供した。
- d. ユニバーサルデザインに配慮した見やすいホームページの拡充に努めるとともに、統括本部や中部本部等の動向等についても情報を提供している。
- e. 協賛会員等には会報やメール等を通じ支部の活動状況や例会等について周知し、出席者の増大に努め

ている。

- f. 2015年8月に(公社)日本技術士会中部本部静岡県支部として再編されるまで50年間にわたり静岡県技術士協会として活動を進めてきたが、その経緯についても創立50年誌や広報誌についてもHPに掲載し、当会の歴史を伝えるアーカイブとして利用可能となっている。
- g. 新型コロナウイルス感染症「COVID-19」の拡大防止のため外出自粛要請が出され、子供達も家で過ごす時間が多くなった。また、休校など子供達も思うように勉強できない日々が続いてきた。このため当支部の会員から科学技術を主体におすすめの本をHPに掲載し随時更新している。特に子供にも理解できる本を掲載し、技術や科学への扉を開ける活動を開始した。

5 研究会報告

防災研究会とIoT研究会はコロナ禍の中、毎月定期的なWebを使った会議や密を避けた対面式の会合を開催し、精力的な活動を行った。

なお、昨年発足した「オープンCAE研究会」は現在休会しているが、「小学校の理科特別授業としてのプログラミング教育研究会」は、その必要性の普及のために地区例会での講演を行い、環境の整備にあたっている。

2020年度から新たに「小学校の理科特別授業としてのプログラミング教育研究会」を立ち上げたが、新型コロナウイルスの影響により、活動を一時停止している。

(1) 防災研究会

会員数：7名

目的：技術士会県支部の防災活動に寄与できるシステム、技術、資料の検討作成

活動内容：2回会合を開催したが主たる活動は以下3件である。

- a. 地震防災センターにおける子供防災教育への参加

令和2年8月22日、他組織とともに県支部会員7名が参加し、防災活動の展示説明を行った。

- b. 発災時における現地支援活動資料作成

県支部が加盟している静岡県災害対策士業連絡会の呼びかけに応じ、2019年度10月～11月24日に、伊豆の国市及び函南町の被災者への現地支援活動に県支部として初めて参加した。他士業に比べ、技術士ならではの支援活動が明解ではなかったため、次の7項目をマニュアルにまとめた。いずれも災害直後よりは二次災害・今後の災害への備えを示す内容である。

なおこの資料は被災者支援に赴く防災支援員の手持ち資料として活用していく。

- ・ハザードマップの使い方・防災ポイント
- ・避難先選択方法
- ・避難所運営方法マニュアル
- ・マンション災害対策
- ・家族で考える防災Q&A
- ・タイムライン作成方法
- ・発災時の安否確認・連絡手段マニュアル

- c. 災害用伝言板（Web117）を活用し防災委員会委員及び防災研究会員に対する安否確認を毎月試行している。

(2) IoT研究会

会員数：8名（小澤会長、三宅幹事、柴田会員、大出会員、土井会員、中村会員、岡井会員、伊賀氏（非会員・静甲株式会社））

目的：現在、あらゆる産業や人々の生活に活用されているIoTについて学び、社会への貢献を図るため各メンバーがテーマを持ち調査・研究を進める。

会議開催実績：（第1回のみSkype、他はZOOMによるWeb会議）合計11回
（2020年4月～2021年2月：各1回、2021年3月は開催中止）

メンバーによる取り組み事例

1) 斜面掘削工事における崩壊による安全管理への活用

斜面掘削工事を行う際地山土砂崩壊により労働災害が発生することがある。しかし、事前に不確実な地山の崩壊の可能性を確認することが難しいため、掘削工事施工時に斜面崩壊を引き起こすような現場の場合、事前にその挙動を把握し労働災害を未然に防ぐ必要がある。

常日頃から建設工事の生産性の向上を求められる昨今は、IoTを活用した安全管理もそのひとつの重要な技術である。そのシステムは、中小企業でも気軽に使うことができる安価なものが模索されている。そして、山間部などの遠隔地でも利用でき、現場センサ情報から現場を制御することが可能なシステムの構築が望まれていることから容易に活用出来るよう検討を進めている。

2) 家庭菜園への活用

家庭菜園におけるマイコンを用いたIoT活用による自動水撒きシステムを開発した。2020年度にはこのシステムを活用し収穫も可能となるとともに育成できる野菜の種類も増えた。また、野菜を撮影し、その画像にAIを用いて効率的な育成管理をできるようにすることにチャレンジしている。



3) 親の見守りへの活用

センサにより振動を検知し、枕の利用状況を遠隔地から見える化できるシステムを開発した。昨年度は中古のスマホのセンサを利用していたが、本年度は安価なマイコンモジュールのM5Stack Grayに変更し耐久性を向上させた。現在はまだセンサから取得するデータがブラウザで見える化できる段階であるが、今後異常を自動検知しアラートを出すシステムにしていく予定である。

7 日本技術士会中部本部の委員会報告

(1) 副本部長報告：(中部本部) 副本部長 山之上 誠

2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため諸行事が中止もしくは延期された。そのなかで第47回技術士全国大会(愛知)の開催も中止された。一方で、オンラインによる役員会などの会議やCPD講演会が主流となったのを受け、中部本部の組織にデジタル化推進に関する準備会を発足し規約を設けて今後の運営に活かすことになっている。

なお、技術士制度改革に関しての動きもあるが、引き続き見守ることになる。

2021年4月20日に役員候補者ならびに地域組織幹事(中部本部、県支部)の選挙が行われ、全員信任された。後日、選挙管理委員会から当選者に信任通知が発行される。新しい静岡県支部長が就任することとなる中部本部副支部長への委嘱状は本部長より発行される。

(2) 倫理委員会：委員 吉田建彦

倫理委員会は毎月一回会合を開き、技術者倫理の啓発について検討している。例年発行している「活動報告集」に代わり、新委員会誌「技術・倫理・社会」を発行する準備を進めている。2021年4月に三重県支部は「モノづくりの倫理」のCPD講演会を行うことになり、倫理委員会の推薦により、2名が講演し、内1名は静岡県支部の吉田会員が担当した。

なお倫理委員会と協業して活動している教育促進小委員会は大学・高専への講師派遣活動を行っており、県支部馬淵会員が2020年度から静岡大学工学部で非常勤講師として倫理講座を受け持っている。また会員2名が静岡県立大学食品栄養科学部の非常勤講師としてJABEE課程における技術者倫理の講義を担当しており、同課程修了学生は申請すれば技術士補資格を得られるものの、これまで申請希望者は皆無であった。しかし2019年度は2名の希望者がいたため、申請に必要となる指導技術士として食品栄養科学部と同じ分野である農業部門の技術士である静岡県支部池谷会員が支援し、2020年度に1名が技術士補に登録された。

(3) 企画委員会：委員 牧野好秀・長嶋滋孔

企画委員会を3回開催、中部本部の年次大会、日本弁理士会東海会との共同研究会、新合格者説明会、その他新規事業の企画運営について検討したが、コロナ禍のため会場が確保できず、全て開催中止となった。

次年度の新合格者説明会をオンライン開催するため準備中である。

(4) 研修委員会(CPD小委員会)：委員 加藤信之

a. CPD委員会は6回実施され、以下の委員会に参加した。

①第2回CPD委員会：2020年5月30日(土) 10:00~12:00 メール審議

②第3回CPD委員会：2020年7月25日(土) 10:00~12:00 オンライン会議

③第4回CPD委員会：2020年9月5日(土) 10:00~12:00 オンライン会議

④第5回CPD委員会：2020年11月21日(土) 10:00~12:00 中部本部会議室

⑤第6回CPD委員会：2021年1月16日(土) 10:00~12:00 オンライン会議

b. 同様に、以下の中部本部例会(講演会)の運営を担当した。

①冬季講演会：2020年12月5日(土) 13:00~17:00 ウィンクあいち大会議室902室

②春季講演会：2021年3月6日(土) 13:00~17:00 オンライン講演会

c. オンライン講演会の運用面での改善点について議論している。

①ホストの人数と役割分担、PCの処理速度、インターネット環境

②会費徴収方法と講演会入室チェックの効率化

※Zoom等によるオンライン講演会は今後も主流になるので、主催者側の効率化と情報セキュリティの両面の課題について今後も改善を進めていく。

(5) **修習技術者支援委員会：委員 森 一明**

例年2月に実施している修習技術者研究業績発表会だが、2021年度は支援委員会の準備の遅れにより2021年6月に延期し、新体制の元で実施予定である。

(6) **試験業務支援委員会：委員 中村 央**

試験の日程 2020年度

- ① 技術士第二次試験：2020年9月21日（月）総合技術監理部門
2020年9月22日（火）その他の20技術部門
- ② 技術士第一次試験：2020年10月11日（日）

試験業務支援委員会

試験会場下見 : 2020年7月29日（水）（新型コロナウイルス感染防止対策等）

- ① 第1回試験業務支援委員会：2020年8月22日（土）中部本部会議室
- ② 第2回試験業務支援委員会：2020年9月13日（土）中部本部会議室
- ③ 第3回試験業務支援委員会：2020年9月26日（土）中部本部会議室
- ④ 第4回試験業務支援委員会：2020年11月28日（土）中部本部会議室

日本技術士会技術士試験センターの方針に基づき、中部本部では2019年度から試験監督業務の外部委託を始めた。新型コロナウイルス感染防止対策に苦慮したが、今期も無事に試験実施を終了した。

(7) **社会貢献委員会（防災支援小委員会）：委員 馬淵大幾**

2020年9月1日「連携が拓く防災への取組み」をテーマにオンラインで開催された第16回全国防災連絡会議において、中部科学技術センター主催の防災ワークショップ、静岡県災害対策士業連絡会の「生活なんでも相談」、行政との協定と活動状況、災害時支援計画等静岡県支部のこれまでの活動実績と課題について報告した。

(8) **社会貢献委員会（理科支援小委員会）：委員 吉田建彦・小泉雅弘**

中部本部理科支援委員会が対象とする愛知、岐阜、三重、静岡4県での小学校における理科特別授業は、2007年度から始まり昨年で13年目である。昨年度までの累計実績は396件、2020年度は4県で14件を実施した。また通年で行っている知立市ナスモルラゴ講座にも4名の講師が参加した。2019年度は浜松 RAIN 房を通じた授業要請が5件あったので、2020年度は登録件数を4件から14件（うち1件はプログラミング教育）に増やした。2020年度から小学校6年生にプログラミング教育が導入され、プログラミング授業の要請は4件あった。

(9) **広報委員会：委員 岡井政彦**

広報委員会は中部本部の広報に関する事項を担当した。日本技術士会統括本部（東京）の月刊「技術士」への掲載記事の執筆者人選や原稿依頼などの取りまとめを実施した。中部本部広報誌【技術士ちゅうぶ】（半年報）2020.9月（第6号）を編集・発刊した。

(10) **よろず科学技術相談所：会員 吉田建彦**

中部本部では2017年「よろず科学技術相談所」という名称で、社会や市民のため科学や技術の困りごとに対処できる登録グループが発足した。30名の相談員が登録応募し、当県からも一名登録している。2020年度は、静岡県で1件技術アドバイスの依頼があり吉田会員が対応した。

※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※

第 15 期

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

統合会計（地域組織）

一般会計

静岡県支部

貸借対照表

2021年 3月31日現在

統合会計（地域組織）
一般会計

静岡県支部
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,276,408	889,077	387,331
普通預金	1,276,408	889,077	387,331
流動資産合計	1,276,408	889,077	387,331
資産合計	1,276,408	889,077	387,331
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	1,276,408	889,077	387,331
正味財産合計	1,276,408	889,077	387,331
負債及び正味財産合計	1,276,408	889,077	387,331

収支計算書

2020年 4月 1日から2021年 3月31日まで

統合会計（地域組織）
一般会計

静岡県支部
(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[330,000]	[259,151]	[70,849]
自主事業収入	(330,000)	(259,151)	(70,849)
参加費収入	200,000	75,394	124,606
各種資料等頒布収入	0	5,500	△ 5,500
外部依頼管理収入	130,000	178,257	△ 48,257
地域組織収入	[780,000]	[527,959]	[252,041]
地域組織活動費収入	450,000	450,000	0
地域組織活動補助費収入	(330,000)	(77,959)	(252,041)
講演会・見学会開催補助費収入	330,000	77,959	252,041
雑収入	[150,000]	[202,760]	[△ 52,760]
雑収入	0	12,760	△ 12,760
協賛金収入	150,000	190,000	△ 40,000
事業活動収入計	1,260,000	989,870	270,130
2. 事業活動支出			
事業費支出	[1,240,000]	[602,539]	[637,461]
事業広報費	(90,000)	(138,631)	(△ 48,631)
会誌印刷費	60,000	119,790	△ 59,790
インターネット運用費	20,000	18,841	1,159
その他の広報活動費	10,000	0	10,000
普及啓発費	(50,000)	(35,000)	(15,000)
関係団体会費	50,000	35,000	15,000
研鑽費	(580,000)	(218,713)	(361,287)
講演会・見学会開催費	580,000	218,713	361,287
業務推進費	(520,000)	(210,195)	(309,805)
賃金	30,000	55,685	△ 25,685
会議費	30,000	15,140	14,860
旅費交通費	160,000	72,290	87,710
通信運搬費	30,000	12,780	17,220
消耗品費	30,000	0	30,000
印刷製本費	50,000	17,600	32,400
各種会合費	50,000	16,680	33,320
地域委員会活動費	80,000	0	80,000
雑費その他	60,000	20,020	39,980
事業活動支出計	1,240,000	602,539	637,461
事業活動収支差額	20,000	387,331	△ 367,331
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0

科 目	予算額	決算額	差 異
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0		0
当期収支差額	20,000	387,331	△ 367,331
前期繰越収支差額	1,180,000	889,077	290,923
次期繰越収支差額	1,200,000	1,276,408	△ 76,408

財産目録

2021年 3月31日現在

統合会計（地域組織）
一般会計

静岡県支部
（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
預金	普通預金 静岡/ゆうちょ銀行		1,276,408 1,276,408
流動資産合計			1,276,408
資産合計			1,276,408
正味財産			1,276,408

その他

（公社）日本技術士会中部本部静岡県支部は2015年に発足したが、それまで50年間は静岡県技術士協会として活動してきた。静岡県技術士協会から引き継いだ財産目録を下記に示す。

財産目録

2021年5月15日現在

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額 (円)
(流動資産)			
預金	普通預金 静岡銀行磐田支店		1,721,012
	定期預金 静岡銀行磐田支店		400,000
流動資産合計			2,121,012
資産合計			2,121,012
正味財産			2,121,012

第2号報告 2021年度事業計画並びに収支予算

1 事業推進の方針

(1) 基本方針

- ・会員の自己研鑽への支援（CPD例会活動の充実）
- ・技術士の存在価値を広く深く社会に認知させる取り組みの強化とともに組織力の強化と会員増を図る。
- ・地域社会への貢献

内から外への事業活動を重視し、技術士の活躍の場を広げる努力をこれからも続ける。2020年の春先に発生した新型コロナウイルス感染症のため予定された会議や例会の予定が中止か延期を余儀なくされたが、2020年9月からオンライン方式で再開したCPD例会は他県からも多くの参加者があり、これまで開催してきた対面方式では考えられない大きな成果も生まれた。新型コロナウイルス感染症が終息するまでオンライン方式でCPD例会を開催し新時代の支部活動としていく。また役員会など事前の会合の方法についてもオンライン方式を積極的に活用し支部活動の効率化を追求していく。

(2) 活動の概要

・CPD活動

CPDの年間計画の作成と実行、会員に対する意向調査アンケート（メーリングリスト活用）、関連団体への参加依頼、部門別開催の検討と実施

・防災活動

1. 静岡市との「災害協定」を中身の濃い活動に展開継続
2. 中部本部で制度化した防災支援員の拡充を図り発災時に被災者支援ができる体制整備
3. 防災教室などの活動を静岡県地震防災センターと協業して実施
4. 2019年10月に発生した台風19号の被災者支援相談会に県支部として初めて参加した経験を糧にして今後の防災支援活動に活かしていく。

防災支援活動は、下記の3つのケースを静岡方式と定め、今年度の柱とする。

- ① 自治会を通じた住民への支援活動
- ② 小学校における防災教育拡充
- ③ 防災支援員個々の活動の整理と研究

牧之原市との「公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定」については市関係者と交流を拡充し、静岡県交通基盤部との災害協定「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」、静岡県災害対策士業連絡会「災害時における相談業務に関する合意書」に基づき技術士会としての支援のあり方について研究を深化させる。

・市町支援

市町支援を強化するため、新たな協定締結に向け市町への広報を強化する。

・事業開発活動

- a. 交通基盤部農地局及び交通基盤部の電気通信設備及び電気設備の鑑定・検査の実施に関わる会員の紹介
- b. 静岡県建設工事紛争審議会の委員推薦
- c. 静岡県建設技術監理センターなど関係部署との情報収集継続
- d. 静岡県産業振興財団、静岡県ものづくり支援センターとは企業評価に関連して引き続き会員を派遣できるよう情報の交流を継続

e. 静岡県日中友好協議会を通じての中国浙江省の企業支援の依頼については、必要に応じ、当会の海外活動支援委員会や中部本部ならびに管内支部へも情報発信するが、相手先のニーズなどを良く調査、研究したうえで対応する。

・社会貢献活動

技術士の知名度を広めるため一般市民へ技術の話題をわかりやすく紹介するテクノロジーカフェの取り組みは継続する。理科支援活動については、例年春には中部4県の講師の授業テーマ一覧を静岡県教育委員会に提出し、教育委員会から県内小学校に配布してもらっている。当県の特徴として山崎自然科学教育振興会及び浜松RAIN房の補助があるため授業要請が受けやすいことから今後も引き続き理科特別授業を続ける。

・広報活動

事業については、ホームページなどを通じて公開するため第三者が見やすい内容に心掛ける。関係先へは、年始や年度初めの挨拶などに加え広報紙の配布などを通じ顔の見える関係の構築に努める。

2 事業計画

(1) 年次大会

日 時：2021年6月12日（土）13：30～15：30

場 所：コロナ感染症の拡大によりオンラインで実施

報 告：2020年度事業・決算、2021年度事業計画・予算

記念講演：

「高精度衛星測位を用いた自動二輪車センシング基盤の構築と

静岡大学土木情報学研究所の設立

講 師：静岡大学土木情報学研究所所長（静岡大学情報学部准教授）

木谷 友哉 氏

(2) 例会等の開催予定

1. 静岡県支部合格者説明会（コロナ感染症の拡大によりオンラインで開催）

2021年6月26日（土） 13:00～15:00

技術士試験合格者を招き日本技術士会への入会への働きかけと支部活動の取り組みを情報提供するため合格者説明会を開催する。

出席者 合格者、静岡県支部会員

2. 例会

第1回例会 2021年6月12日（土） 13：30～15：30 上記年次大会特別講演(オンライン)

第2回例会 2021年8月21日（土） (オンライン)

第3回例会 2021年10月23日（土） (オンライン)

第4回例会 2021年12月11日（土） (オンライン)

第5回例会 2022年2月26日（土） (オンライン)

3. 地区例会 2022年1～3月期（東部地区、中部地区、西部地区）

※コロナ感染症の終息が見込まれる場合には会場での開催に変更する場合もある。

(3) 技術士会会員拡大に向けて

静岡県内の技術士試験合格者に向けて説明会を開催する。技術士試験に合格したが、まだ日本技術士会に未加入の合格者に対し以下について実施し技術士会への加入促進（正会員、準会員）を図る。

- a. 日本技術士会の説明、支部活動の概況、会員有志との合格者説明会を開催(令和3年6月26日オンラインで開催予定) 説明資料は希望者に送付する。
- b. 新たに日本技術士会に入会した会員に向けては、CPDの重要性に鑑み積極的な支部行事への参加を働きかける。

(参考)

令和3年度技術士試験日程

技術士2次試験（筆記試験）

令和3年7月10日（土） 総合技術監理部門の必須科目

令和3年7月11日（日） 総合技術監理部門を除く技術部門及び総合技術監理部門の選択科目

技術士1次試験（筆記試験）

令和3年11月28日（日）

(4) CPD活動の活性化 牧野好秀

CPD委員会は講演会・見学会を開催し、技術士に自己研鑽の場を提供する。

- a. 2021年度の例会は下記により実施する。
 - ① Zoomを使ったオンライン講演会とする。
 - ② 例会参加費は会員、非会員にかかわらず徴収しない。(無料)
 - ③ Zoomについては、ライセンスを有する会員のアカウントを借用し、1回につき謝礼1,000円を支払う。
 - ④ 講師謝礼については次のとおりとする。
内部講師 10,000円（正会員）
外部講師 30,000円（技術士を除く会員以外の専門家）
概ね90分の講演の場合とし、それ以外の場合は適宜調整する。
 - ⑤ 参加申込の受付はZoomのみとし、それ以外の商用サービス等は利用しない。
 - ⑥ 例会参加者にはCPD行事参加票を発行する。(参加者名簿を作成する)
- b. ホームページやメールを利用して、講演会の開催をできるだけ多くの方に周知する。

(5) 研究会

研究会活動は本来の目的である会員同士の技術研鑽や情報交換が確立され、研究会活動の方向性も理解されてきたと考えられる。今後は、会員の自主的な研究会の立ち上げについても静岡県支部で支援するとともに事務局を中心に研究会の動向や休止している会の再活動等について管理する。

1) 防災研究会 吉田建彦

防災委員会と協業して次の活動を行う

1. 発災時における現地支援活動マニュアルの制定
2019年度に行った台風19号被災地域での教訓から、県支部の現地支援活動マニュアルを制定する。内容はハザードマップ、避難所選択方法、避難所運営、マンション災害対策、家族で考える防災Q&A、タイムライン作成方法、発災時の安否確認・連絡手段の7項目である。
2. 地震防災センターにおける子供防災教室への参加
7月～8月に予定されている子供防災教室に防災展示物の説明員として参加予定である。
3. 災害用伝言板による安否確認を継続する

防災委員会委員及び防災研究会員を対象に大規模災害に備え Web117 を活用し安否確認を毎月試行している。

2) IOT研究会 小澤靖

IOT研究会は、これまでから継続して製造業をはじめあらゆる分野におけるIoT、そして日常生活におけるIoTについて、メンバー同士で情報交換しその活用方法について研究していく。また、現在取り組んでいる工事現場の安全管理や家庭菜園への活用、親の見守りへの活用を目的としたマイコンを使ったIoTシステムの開発を進めていく。

3) 小学校の理科特別事業としてのプログラミング教育研究会 岡井政彦

2020年4月、8人の会員の参加を得たのでさっそく当研究会をスタートする予定であったが、この時期と前後して新型コロナ感染が国内に急激に広まり、しばらく開始については状況見とした。しかし、コロナ感染は静岡県内においても多くの感染者と死者が出ており、落ち着いて議論をする場がないため当面研究会を休止することとした。コロナ感染が治まり次第再開する。

4) オープンCAE研究会の産業活用研究会 小南秀彰 (休止中)

産業界では、CAE(Computer Aided Engineering:計算機援用工学)シミュレーションソフトが試作費用低減と業務効率化のために活用されている。しかし、CAEソフトは非常に高価であるため、その採用は資金力のある大手企業に限定される。

最近は無料のCAEシミュレーションソフトが現れており、多額の初期投資が理由でこれまで導入を断念していたような中小企業にもCAE活用が可能な状態となった。

本研究会では、無料のオープンCAEソフトの操作方法を研究して操作ノウハウを蓄積し、そのノウハウを用いて産業への活用展開を図っていくことにより、最終的には技術士として静岡県下の中小企業への技術支援及び技術移管をめざすことを目的とする。

(6) 防災活動 馬淵大幾

昨年からの新型コロナウイルス蔓延を機に、防災・災害対応の際の感染症対策・公衆衛生が改めて課題となった。従来の防災活動に加え、新たな視点での取組みが求められている。

従来の「日本技術士会静岡県支部災害時活動支援計画(SAPD)」に基づく活動、静岡県・静岡市・牧之原市との各協定に基づく支援活動、静岡県災害対策土業連絡会と連携した活動、中部サイエンスネットワーク主催の防災・減災WSへの参画、自治会防災活動への参画、理科支援委員会と連携した活動に加え、公衆衛生の専門家による研修会等を予定している。また、防災支援員の募集活動を継続する

(7) 社会貢献活動

テクノロジーカフェ 山之上誠

再開にめどが付き、講演会がスタートできることになった。テクノロジーカフェの開催については従来通り、NPO法人静岡団塊創業塾(原田和正理事長)が運営する静岡市内のシニアライフ支援センター「くれば」のプログラムに組み込まれ実施していく。

暫くは、オンライン(zoom方式)による方法を活用し、NPOの会員と当支部の会員が同時に参加できるスキームを想定している。コロナ禍が去ってもオンラインの新方式を継続することも考えられる。

具体的な活動については、支部役員の中のテクノロジーカフェ担当役員で事業計画をたてることとなるが、事業計画を具体的に述べると、講演の題目、年間の回数、頻度に関すること、謝金(2018年4月より支給)について検討していく。講演の題目は、過去に実施した56回の講演題目を参考にして、時代に即したよりタイムリーな話題を提供していく。

講演の対象は、男女ともシニア層が多くこれまで科学に馴染んでいない方も多いため、分かりやすく説明することがポイントとなる。カフェの存在価値を高めるためにも課題を克服していきたい。

理科支援 吉田建彦

本年度も例年通り、県教育委員会を通じて小学校に提供できる授業テーマを提示し、学校側からの要請に応じた理科特別授業を進める。また学校からの授業要請以外に中部本部理科支援委員会の一組織として、地域イベントにも積極的に参加していく。

(8) 事業開発活動 土井俊幸

静岡県

経済産業部農地局及び交通基盤部の電気通信設備及び電気設備の鑑定・検査の実施に関わる会員の紹介、同じく交通基盤部建設支援局への建設工事紛争審議会委員の派遣を継続する。

牧之原市他関係市町

牧之原市との「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」に基づく技術支援は、2015年11月30日に協定締結以来、述べ12件の技術支援、研修会を3回実施した。（昨年度は技術支援1件）市職員からの技術に関する助言依頼は減る傾向にあるが、昨年度の助言は、地頭方漁港の津波対策に関連し隣近住宅への波浪の影響について助言を行った。市長を含め市関係者との日頃の情報交換などを今後も継続する。関係市町からの技術支援要請には、牧之原市を例にアプローチしやすい環境にある。事業開発を進めるうえで県支部会員からの情報も活用していく。

その他受託業務

静岡県産業振興財団と静岡県中小企業団体中央会内ものづくり支援センターと技術士会の関係は中小企業の事業遂行への補助金申請における技術審査であり、中小企業の育成に寄与することから審査の受託を継続する。

静岡商工会議所内静岡県事業引継ぎ支援センターについても技術的評価に関する支援案件受託に向けて相手先との情報交換を継続する。

中国浙江省との交流

静岡県日中友好協議会とも情報を共有しつつ、今後も中国浙江省への技術支援を継続する。

(9) 広報活動 水野俊兵

年4回の支部広報誌発行を確実に実施する。またホームページでの情報提供を充実させ、当支部の活動状況を発信するとともに、SNS等も活用し幅広く情報提供していく。

公益社団法人 日本技術士会 中部本部静岡県支部 2020 年度決算, 2021 年度予算

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	2020 年度決算	2021 年度予算
I 事業活動収支の部		
1 事業活動収入		
(1) 事業収入(参加費, 業務幹旋料など)	259	330
(2) 雑収入(協賛会員年会費など)	203	200
(3) 地域組織活動費収入(活動補助費)	450	450
(4) 地域組織活動補助費収入(講演会, 見学会補助費)	78	290
事業活動収入計 (A)	990	1,270
2 事業活動支出		
(1) 事業費		
①事業広報費(インターネット運用費, 会誌郵送費など)	139	140
②普及啓発費(関係団体会費など)	35	50
③研 鑽 費(講演会, 見学会開催費など)	219	580
④海外交流費(国際交流費(中国))	0	0
⑤業務推進費(各種会合費, 旅費交通費, 通信運搬費など)	210	470
⑥雑費その他	0	30
事業活動支出計 (B)	603	1,270
当期収支差額(事業活動収支差額) (A) - (B)	387	0

*1 1-(2) : 1 口会員 11 社、2 口会員 4 社からの協賛会員年会費を見込む。

*2 2-(1)-④ : 海外交流費(国際交流費)を、⑤業務推進費の雑費その他に変更した。(統括本部の指示のため)

第3号報告 県支部役員体制・協賛会員(2021年度・2022年度)

支部役員は、下記の体制とする。

(敬称略)

役 職		氏 名	
中部本部 (太字は中部本部幹事) ※は委員長	副本部長	加藤信之	
	中部本部幹事	山之上誠・岡井政彦・牧野好秀	
	総務委員会	加藤信之・岡井政彦・松世麻理子	
	倫理委員会	吉田建彦・馬淵大幾	
	企画委員会	牧野好秀・長嶋滋孔	
	教育促進小委員会	吉田建彦・馬淵大幾	
	研修委員会 (CPD 小委員会)	中村 央	
	独立技術士交流委員会	五味道隆	
	修習技術者支援委員会	森 一明	
	試験業務支援委員会	中村 央	
	広報委員会	岡井政彦※・水野俊兵	
	社会貢献委員会 (防災支援小委員会)	馬淵大幾・山之上誠	
	社会貢献委員会 (理科支援小委員会)	吉田建彦・小泉雅弘	
静岡県支部 幹事	支部長	加藤信之	
	副支部長 (広報)	水野俊兵	
	副支部長 (防災)	馬淵大幾	
	副支部長 (事務局長)	松世麻理子	
	事務局補佐	小泉雅弘・(須永浩介)	
	会計幹事	小澤 靖	
	会計補佐	鈴木敏弘	
静岡県支部 委員会幹事 ()は委員 として参画	CPD 委員会	牧野好秀※・内藤克巳・平野忠幸・中村 央・小澤 靖 土井俊幸	
	広報委員会 (メーリングリスト管理を含む)	水野俊兵※・中村 央・松世麻理子	
	防災委員会	馬淵大幾※・角入一典・山之上誠・吉田建彦 柴田達哉	
	社会貢献委員会	テクノロジーカフェ	山之上誠※・鈴木敏弘・吉田建彦・角入一典・ 岩田良明・岡井政彦
		理科支援委員会	吉田建彦※・小泉雅弘・角入一典
事業開発委員会	土井俊幸※・小澤 靖・岩田良明・平野忠幸 山之上誠・岡井政彦・吉田建彦		
静岡県支部地 区担当	東部担当	土井俊幸○・平野忠幸・(山崎宣良)	
	中部担当	松世麻理子○・小澤 靖・内藤克巳	
	西部担当	馬淵大幾○・小泉雅弘・森一明・(須永浩介)	

※中部本部の所属委員会の委員については中部本部との調整の中で今後変更の可能性あり

※は各委員会の委員長 ○：地区責任者

外部団体との窓口

関係団体名称	窓口担当者
中小企業診断士協会	事務局
公共土木	事務局
静岡市	事務局
牧之原市	山之上 誠
静岡県	事務局
山崎自然科学教育振興会	吉田 建彦
浜松 RAIN 房	吉田 建彦
静岡団塊創業塾	山之上 誠
静岡商工会議所（技術評価）	事務局
静岡県災害対策士業連絡会	事務局

協賛会員（企業）一覧

2021年4月現在 15社

（敬称略）

会社名	役 職	代表者氏名	住 所
（株）共和コンサルタント	代表取締役社長	杉本 洋	浜松市
（株）建設コンサルタントセンター	代表取締役社長	小田 秀昭	静岡市
太洋電機（株）	代表取締役会長	齋藤 智	静岡市
（株）日本地理コンサルタント	代表取締役社長	山田 巧	静岡市
（株）東日	代表取締役社長	芹澤 秀樹	沼津市
（株）中部総合コンサルタント	代表取締役社長	豊田 哲也	浜松市
吉田測量設計（株）	代表取締役社長	吉田 英司	浜松市
昭和設計（株）	代表取締役社長	山村 卓道	静岡市
（株）蓮池設計※	代表取締役社長	蓮池 康彦	浜松市
不二総合コンサルタント（株）※	代表取締役社長	牧田 敏明	浜松市
（株）フジヤマ※	代表取締役社長	藤山 義修	浜松市
大鐘測量設計（株）	代表取締役社長	小田 稔彦	島田市
服部エンジニアリング（株）※	代表取締役社長	服部 剛明	静岡市
静岡コンサルタント（株）	代表取締役社長	森崎 祐治	三島市
富士設計（株）	代表取締役社長	小野寺 久子	富士宮市

※は2口加入の会員

その他報告

部外との協定及び加入団体の概要

①静岡県支部が結んでいる協定

支部では、静岡県、静岡市等の外部の5団体と下記の協定を結んでいる。以下に協定の概要を記述する。

1. 「中小企業等への支援に関する覚書」 中小企業診断士協会 2009年5月7日 (参考-1)

静岡県技術士協会（現（公社）日本技術士会中部本部静岡県支部）と（社）中小企業診断協会静岡県支部（現（一社）静岡県中小企業診断士協会）が、関係する中小企業等に対する支援を協力して行うための基本覚書

2. 「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」 静岡市 (参考-2)

静岡市と2010年6月29日協定を締結、2016年3月21日 静岡県技術士協会から（公社）日本技術士中部本部静岡県支部へ組織名称変更に合わせて再締結

静岡市内の大規模災害発生時（地震災害を想定）における市民への復興まちづくりに対し助言を行うことを内容とした協定

3. 「技術評価に関する協定書」 静岡商工会議所 (2012年9月3日) (参考-3)

静岡商工会議所が行う中小企業等に対する事業引継ぎ支援に係る事業における企業提携の可能性の検討のために、技術士会が中小企業等の技術評価を行う専門家技術士の推薦を依頼することに関する協定

4. 「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」 牧之原市 (2015年11月30日) (参考-4)

牧之原市が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士が、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを提供することを目的とする。

5. 災害時における相談業務に関する合意書 (平成30年12月25日) (参考-5)

会員として参加している静岡県災害対策士業連絡会と静岡県と災害時の支援についての合意書を締結

6. 「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」 (平成31年3月18日) (参考-6)

静岡県内で大規模な災害が発生した場合、県及び政令市を除く市町の被災箇所の復旧に対する助言を目的に静岡県交通基盤部長と静岡県支部長が協定締結

②加入している団体

1. 静岡県災害対策士業連絡会

県内での大規模災害発生時における支援に向けて、県内の下記士業団体とゆるやかな連携を組み準備している。静岡県災害対策士業連絡会の構成団体は下記のとおりである。

静岡県弁護士会、日本公認会計士協会東海会静岡県会、(公社)静岡県建築士会、静岡県土地家屋調査士会、静岡県社会保険労務士会、(公社)日本技術士会中部本部静岡県支部、(公社)日本建築家協会東海支部静岡地域会、一般社団法人静岡県建築士事務所協会、静岡県行政書士会、(公社)静岡県不動産鑑定士協会、静岡県司法書士会、東海税理士会静岡県支部連合会

年会費 50,000円(当面の間年会費の徴収を行わない:2020年度静岡県災害対策士業連絡会理事会決定)

2. 静岡県環境保全協会

快適な生活環境の確保に寄与することを目的として、環境汚染防止に係る研究並びに知識の交流・技術普及向上活動に対して、賛助会員として参画している。

正会員 149社 賛助会員 11団体

賛助会員年会費 30,000円

3. (特定非営利活動法人) 静岡団塊創業塾

静岡団塊創業塾の賛助会員として中高年世代への、「繋がり」「学び」活動の一端を応援。静岡団塊創業塾が運営する静岡市内のシニアライフセンター「くねば」を会場として、月に1回テクノロジーカフェ(技術士が市民に向けて情報発信)を実施している。

賛助会員年会費 5,000円

(参考-1)

中小企業等への支援に関する覚書

静岡県技術士協会（以下 甲という）と社団法人中小企業診断協会静岡県支部（以下乙という）は、関係する中小企業等に対する支援を協力して行うため、以下のとおり、基本覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域の中小企業等に対する支援に関し、相互に協力・連携することにより、円滑かつ有効な支援を行い、対象企業の振興及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

（支援要請等への対応及び協力依頼）

第2条 甲及び乙のいずれかから、支援要請・協力依頼等の申し出があったときは、双方とも対応可能な範囲で自己の責任において、誠意をもって速やかに対応するものとする。また、日頃の情報交換はもとより、オープンなセミナー（甲乙の会員以外も参加できるもの）の相互連絡と相互参加、双方の研究会どうしの交流などについて、可能な限り協力して行っていくものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本覚書に基づく行為により知り得た業務上の企業情報などについて、当該企業の支援目的以外の使用また漏洩は、一切してはならない。

（覚書の期間）

第4条 本覚書の期間は、本覚書締結の日から、甲または乙のいずれかから本覚書解消の申し出またはその指定があった日までとする。

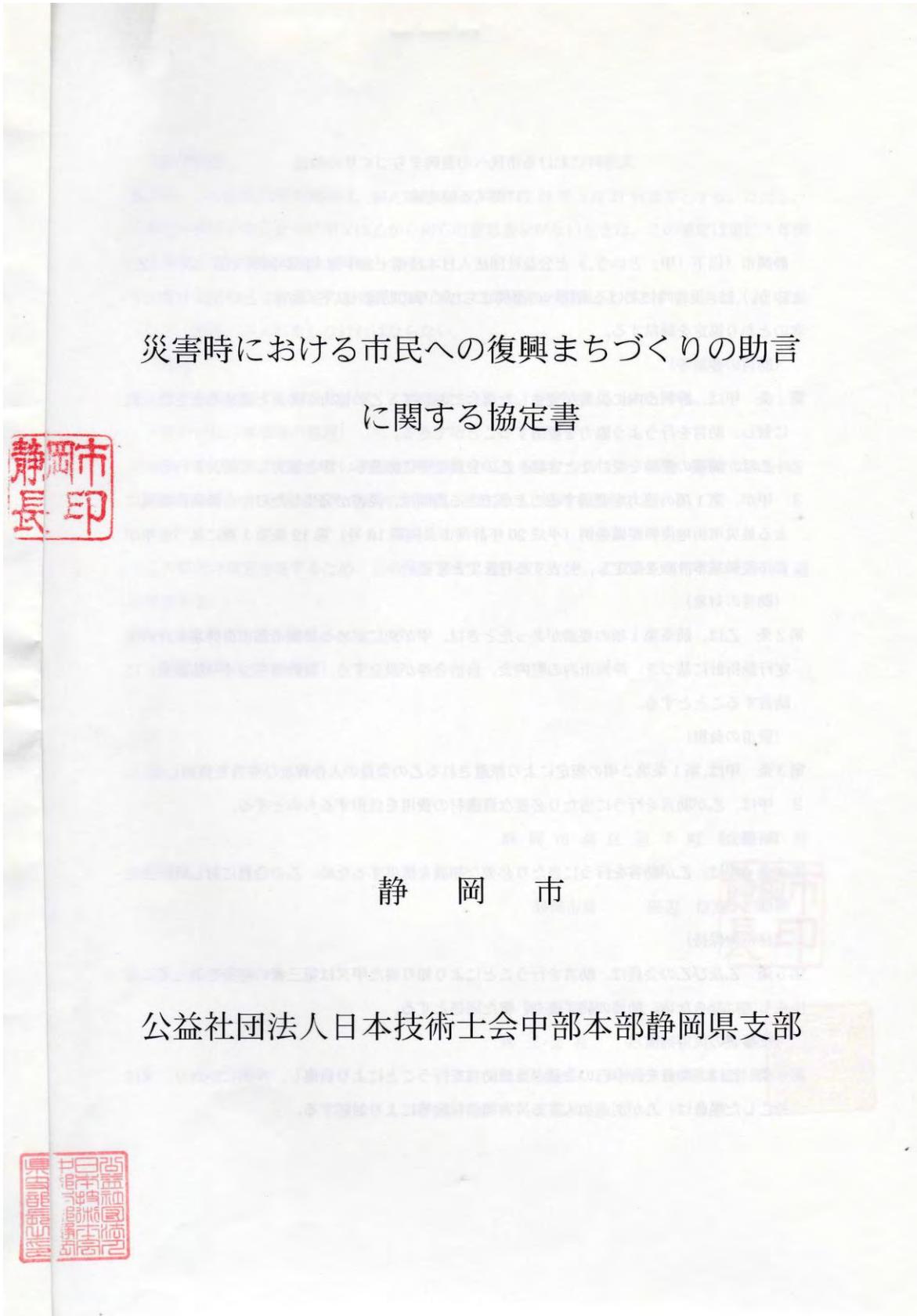
（協議解決）

第5条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議し、解決するものとする。

2009 年 5 月 7 日

甲 静岡市駿河区池田2316-2
静岡県技術士協会
会長 吉澤 淳

乙 沼津市北高島町19-5
社団法人中小企業診断協会静岡県支部
支部長 菊間 範明



災害時における市民への復興まちづくりの助言
に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、災害時における市民への復興まちづくりの助言（以下「助言」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（助言の要請等）

- 第1条 甲は、静岡市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、助言を行うよう協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して助言を行う。
- 3 甲が、第1項の協力を要請することができる期間は、災害が発生した日から静岡市震災による被災市街地復興整備条例（平成20年静岡市条例第16号）第12条第1項に基づき甲が都市復興基本計画を策定し、公表する日までとする。

（助言の対象）

- 第2条 乙は、前条第1項の要請があったときは、甲が別に定める静岡市都市復興基本計画策定行動指針に基づき、静岡市内の町内会、自治会等が設立する「復興まちづくり協議会」に助言することとする。

（費用の負担）

- 第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣される乙の会員の人件費及び旅費を負担しない。
- 2 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会）

- 第4条 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な知識を提供するため、乙の会員に対し研修会を開催する。

（秘密の保持）

- 第5条 乙及び乙の会員は、助言を行うことにより知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。助言の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

- 第6条 乙は、助言を行う乙の会員が当該助言を行うことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(細目)

第8条 助言に関する細目は、甲、乙協議の上、別途、甲が定めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年3月21日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 田辺 信宏



静岡県沼津市大岡2240番16号

株式会社 東日内（事務局）

乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

支部長 山下 久吉



技術評価に関する協定書

静岡商工会議所（以下、「甲」という）と、静岡県技術士協会は（以下、「乙」という）は、甲が行う中小企業等に対する事業引継ぎ支援に係る事業における企業提携の可能性の検討（以下、「企業提携の可能性の検討」という）のために、甲が乙に中小企業等の技術評価（以下、「本業務」という）を行う専門家技術士推薦を依頼するにあたり、以下の通り協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において「企業提携」とは、以下の方法をいう。

- （1）法人の合併
- （2）株式または出資持分の移転（移転の方法は問わない）
- （3）事業を含む法人の資産の譲渡・譲受
- （4）資本参加

（専門家技術士推薦依頼から確定までの流れ）

第2条 別紙添付書類1「静岡県技術士協会との連携フロー」に従う。

- ① 甲は企業名を伏せた様式1「企業情報（譲渡企業）」を乙に送付する。
- ② 乙は当該業務に適する技術士（以下「専門家技術士」という）を選定・打診し、受諾されれば、その旨甲に通知する。
受諾する技術士がない場合でも、乙はその旨を甲に通知する。

（甲と専門家技術士の活動）

第3条 別紙添付書類1及び様式2、3、4、5に従う活動を行う。

- ① 甲は様式2「事業引継ぎ支援センター専門家依頼書」、様式3「承諾書」を専門家技術士に送付する。
- ② 専門家技術士は様式3「承諾書」に所用事項を記入し甲に送付する。
- ③ 専門家技術士は本業務を行い、様式4「専門家相談実施報告書」及び様式5「M&A技術評価書」を作成し、甲に提出する。
- ④ 甲は専門家技術士の提出した様式4及び5を確認し、翌月末までに専門家技術士に所定の報酬を口座振込にて支払う。

（機密保持）

第4条 甲、乙及び専門家技術士は本業務に関連する情報については、平成24年月日付秘密保持契約書に定める通り、業務中も業務終了後も第三者に漏らさない義務を負う。

(M&A技術評価書の使用制限)

第5条 甲は専門家技術士が作成した様式5「M&A技術評価書」を甲の内部における企業提携の可能性の検討のみに使用し、専門家技術士の事前の承諾なく第三者への開示等を行わない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日より1年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

2 甲または乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面により申し入れをすることにより、相手方に対して本契約を解除することができる。

(その他協議事項)

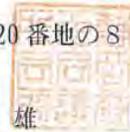
第7条 本協定に定めなき事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上各1通を保有する。

平成24年 9月 3日

(甲)

静岡県静岡市葵区黒金町20番地の8
静岡商工会議所
会頭 後藤康雄



(乙)

静岡県磐田市一言2868-4
株式会社共和コンサルタント 磐田事業所内
静岡県技術士協会
会長 吉田建彦



秘密保持契約書

静岡商工会議所（以下、「甲」という）と、静岡県技術士協会（以下、「乙」という）は、平成24年9月3日付技術評価に関する協定書に定める専門家技術士（以下、「専門家技術士」という）の推薦（以下、「本業務」という）のために相互に提供する情報、資料等に関し、以下の通り秘密保持契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において「秘密情報」とは、甲及び乙が、相手方より入手した書面、電子メール、電磁的記録、口頭及び物品等による一切の情報をいう。ただし、以下の情報は含まない。

- （1）相手方から開示されたときに、既に公知であった情報
- （2）相手方から開示されたときに、第三者に守秘義務を負うことなく既に保有していた情報
- （3）正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
- （4）開示を受けた者の故意または過失を原因とせず公知となった情報

（秘密保持）

第2条 甲及び乙は、秘密情報につき厳に秘密を保持し、本業務の遂行上必要な場合においてのみ秘密情報を使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、本業務の遂行上開示が必要となる役職員（甲の場合は、静岡県事業引継ぎ支援センターの職員。静岡県事業引継ぎ支援センターとは産業活力再生特別措置法第41条の規定に基づき、認定支援機関たる甲が事業引継ぎ支援に特化した支援業務部門として設置した事業引継ぎ支援センターをいう。乙の場合は、会長及び専務理事。なお、役職員にはパート等非正規雇用の職員を含む。）及び専門家技術士に対してのみ、必要な範囲において秘密情報を開示できるものとし、この場合当該役職員及び専門家技術士に対し、本契約に基づく秘密保持義務を遵守させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、裁判所もしくは行政上の命令または法令により開示を強制される場合には、甲及び乙は、本契約上の責任を負担することなく、秘密情報を開示することができる。

（秘密情報の返還）

第3条 甲及び乙は、相手方より要請された場合、第4条の規定により本契約が終了した場合は、本契約に基づき相手方から提供または開示された一切の秘密情報（複製したものを含む）を速やかに返還するものとする。また、性質上返還になじまない秘密情報については、開示者の同意を得て、消去その他の方法で再利用できないようにする。

- 2 甲は、乙から提供された秘密情報のうち、甲の長及び関東経済産業局ならびに中小企業事業引継ぎ支援全国本部（各認定支援機関における事業引継ぎ支援に係る中小企業再生支援協議会事業を側面的に支援する全国的な組織をいう）への報告書等の提出において必要とされる秘密情報については、第1項の規定にかかわらず、引き続き保有できるものとする。
- 3 乙は、甲から提供された秘密情報について、協会内記録として残す必要がある場合等、合理的理由がある場合には第1項の規定にかかわらず、引き続き保有できるものとする。

（有効期間）

第4条 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

- 2 甲または乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面により申し入れをすることにより、相手方に対して本契約を解除することができる。

（契約終了後の秘密保持）

第5条 本契約に基づく秘密保持契約は、本契約の終了後も継続する。

（その他協議事項）

第6条 本契約に定めなき事項または本契約の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上各1通を保有する。

平成24年 9月 3日

（甲）

静岡県静岡市葵区黒金町20番地の8
静岡商工会議所
会頭 後藤康雄



（乙）

静岡県磐田市一言2868-4
株式会社共和コンサルタント 磐田事業所内
静岡県技術士協会
会長 吉田建彦



(参考-4)

公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定

公共土木施設に係る技術助言に関し、牧之原市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士を正会員とする乙と協定を結び、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを求めることを目的とする。

（助言の進め方）

- 第2条 甲は、助言を求める事象が発生した場合、乙に対し助言を求めることができる。また、必要に応じ履行場所を災害発生箇所等とすることができるものとする。
- 2 乙は、あらかじめ甲の依頼に対応できる専門的知識や経験を有する乙の正会員から成る助言チームを設ける。助言チームから選任された担当技術士は、速やかに専門的な知見からの助言を行なうとともに、書面により助言内容及び報告を甲へ提出するものとする。
- 3 甲は、助言に伴う軽微な追加作業等についても助言チームと協議することができる。

（連絡体制）

- 第3条 助言チームは、前条第1項の要請に係る代表連絡者を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。
- 2 甲は、助言チームの代表連絡者に連絡体制を書面にて通知するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 第2条第1項の依頼に基づき助言を行なった場合、甲は担当技術士に対してその費用を支払うものとする。
- 2 助言に要する費用は、甲と助言チームが協議の上決定する。なお、履行場所の変更等により費用に変更があった場合には、甲と助言チームは協議の上決定する。

（有効期間）

第5条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、助言を行なった実績が優良な場合など、甲乙双方

に異存がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙どちらかの申し出があった場合には、双方協議の上この協定を解除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 履行場所が災害発生箇所等の特殊な条件下の場合、助言チームが甲の指示にない活動により第三者に及ぼした損害については、その状況を発生後速やかに書面により甲に報告するものとし、原則として全て助言チームの負担とする。その他やむを得ない場合は、甲と助言チームは協議しその処理解決にあたるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙および助言チームは、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第8条 甲は、助言チームが第1条第1項の依頼に基づき助言を行った内容に起因する損害に対して賠償を求めない。

(成果の取扱い)

第9条 甲の判断により助言等の成果を公表することができるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 実施運営上の細目については、甲乙協議の上、別途定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名、押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 11月 30日

甲 牧之原市長

西原茂樹



乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長

山下久吉



災害時における相談業務に関する合意書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害対策士業連絡会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者等を対象とした相談業務に関し、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な災害（以下「災害」という。）時に、県内市町から甲が要請を受け、その要請に基づき乙が静岡県内で実施する相談業務並びにこれに付随するニーズ調査及び被災者に対する情報提供活動（以下「相談業務等」という。）を円滑、迅速かつ効果的に行うための甲乙の取組について定めるものである。

（定義）

第2条 この合意において被災者とは、以下に定めるものであって相談業務等の支援活動が必要となった者をいう。

- （1）災害により被害を受けた県内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により県外から県内に避難した者
- （3）その他、甲及び乙が必要と認めた者

（平時の連携）

第3条 甲と乙は、相談業務等の重要性を相互に認識し、相談業務等が円滑、迅速かつ効果的に行えるように、災害発生前（以下「平時」という。）から緊密に連絡を取り合い、必要な協議を行う。

（甲の準備活動）

第4条 甲は、平時から、相談業務等の円滑な実施のため、県内市町に対して当合意書の締結について周知するとともに、県内市町の担当窓口把握に努める。

（乙の準備活動）

第5条 乙は、平時から、相談会のパンフレットを作成し、または学習会を開催するなど適宜の方法により、相談業務等に備えた準備を積極的に進める。

2 乙は、前項の準備活動の内容や成果を、適宜、甲に対し報告する。

(相談業務等における連携)

第6条 甲は、相談業務等において、乙と県内市町の連絡調整並びに相談会の会場確保及び広報に関して可能な範囲で協力する。

2 乙は、甲からの求めに応じ、相談業務等の状況を報告する。

(有効期間)

第7条 この合意の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この合意に定めのない事項及びこの合意に関して疑義が生じたときは、被災者の視点に立ち、甲と乙が協議をして定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成30年12月25日

甲 静岡県知事

川勝平太

乙 静岡県災害対策士業連絡会
会長

大多和 暁

(参考-6)

大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害等の異常な天然現象により、静岡県内で大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、被災箇所の復旧に係る技術的な助言（以下「助言」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における、甲及び政令指定都市を除く静岡県内の市町（以下「市町」という。）の所管する河川、海岸、砂防（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）、道路、港湾、漁港及び公園等（以下「公共土木施設」という。）の被災箇所の復旧に関し、甲から乙に対して、高度な技術力を有する技術者からの助言を要請する場合に必要な事項を定め、もって被災箇所の迅速かつ適切な復旧を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 この協定に基づき乙が行う助言は、被災箇所の復旧に関する技術的な内容とする。

（助言要請）

第3条 甲は、災害の復旧に高度な技術を要する場合又は市町から甲に対して助言の要請があった場合、必要に応じて、乙に助言要請を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に助言要請を行うときは、河川砂防局土木防災課長（以下「助言要請機関」という。）が別に定める助言要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できることとするが、この場合も遅滞なく助言要請書を提出するものとする。

（助言承諾）

第4条 乙は、助言要請機関から要請を受けたときは、人材の状況を勘案し、助言承諾の可否を決定するものとする。

2 乙は、助言することを決定したときは、助言要請機関に対し別に定める助言承諾書を提出するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、助言要請機関（関係市町を含む。）に助言をしたときは、速やかに別に定める助言業務報告書を当該助言要請機関（関係市町を含む。）に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告できることとするが、この場合も遅滞なく助言業務報告書を提出するものとする。

（秘密保持）

第6条 乙は、助言業務従事中に知り得た情報及び内容全般について助言要請機関（関係市町を含む。）の許可なく他に漏らしてはならないものとする。

（責務）

第7条 乙は、被災箇所の復旧に係る総合対策に関する技術の研鑽に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請による乙の助言に要した費用については、助言要請機関（関係市町含む。）が負担するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者が、負傷、罹患又は死亡した場合の災害補償については、乙が加入する災害補償保険等により負担するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の連絡体制を定め確認するものとする。
2 前項の連絡体制に変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相互に報告し確認するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲及び乙がそれぞれの相手方に対して、文書により異議の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決めるものとする。

(事務局)

第13条 この協定に関する事務局は、甲においては静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課とし、乙については、日本技術士会中部本部静岡県支部とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年3月18日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長 平野 忠幸



(乙) 静岡県静岡市駿河区池田2316番2号

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

静岡県支部長 長嶋 滋孔



資料1 日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(抜粋)

詳細は日本技術士会静岡県支部HP (<http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/>) に掲載

日 本 技 術 士 会 静 岡 県 支 部
災 害 時 支 援 活 動 計 画
Support Activity Plan at Disaster (SAPD)

公益社団法人 日本技術士会

中部本部 静岡県支部

防災委員会/防災研究会

改訂レベル 01

初版発行 2019.09
最新改訂 2021.10

はじめに

日本技術士会はこれまで、各県支部と協業し、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震などで、被災にした自治体や一般被災者への支援活動を行ってきた。

静岡県支部は、平成22年6月の静岡市と災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」を締結し、平成27年11月には、牧之原市と災害時支援を前提に「公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定」を締結した。静岡県交通基盤部とは、平成31年3月に「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」を交わし、さらに、静岡県災害対策士業連絡会への加入が平成29年8月に正式に認められ、平成30年12月には「災害時における相談業務に関する合意書」を静岡県と交わした。今後自治体のみならず、一般被災者へ支援を求められることも想定される。

このように関係組織と正式に協定や合意書を取り交すことで日本技術士会静岡県支部の社会的な立場や認知度も高まってきている。この社会的な要請に責任をもって対処していくためには、静岡県支部の災害時支援体制に係る具体的な行動計画の充実が必要と考え、統括本部の「災害時支援活動計画」も参考にしながら、静岡県支部防災支援委員会と防災研究会で県支部の「災害時支援活動計画」を策定した。

令和元年（2019年）9月
静岡県支部長 山之上 誠

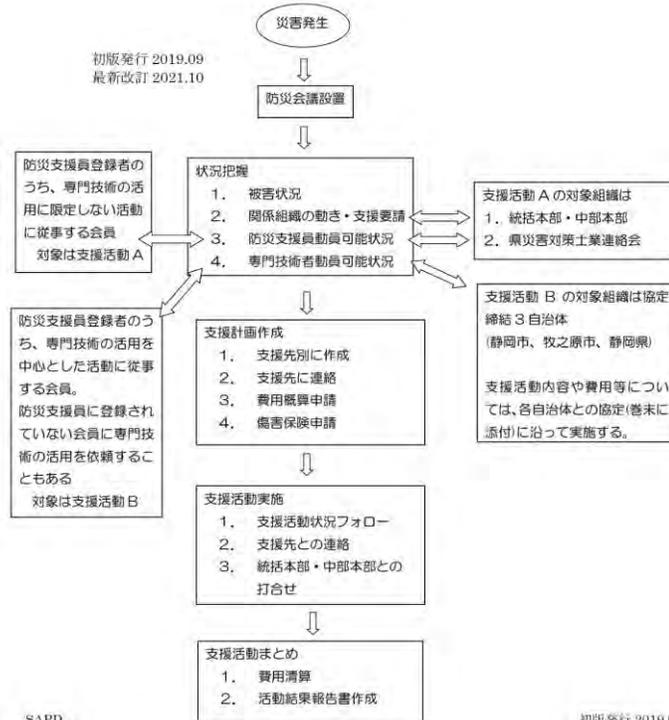
はじめに

- 1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2. 災害時支援活動フロー・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3. 防災会議設置検討基準・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4. 防災会議設置運営方法・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 5. 防災会議設置運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・6～7
- 6. 防災支援員活動要綱・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 7. 防災支援員登録票・・・・・・・・・・・・・・・・9～10
- 8. 一般支援活動 防災支援員現地活動手順・・・・・・・・11
- 9. 一般支援活動 防災支援員現地活動日程及び予算作成・・・・12
- 10. 一般支援活動 防災支援員現地活動手引き・・・・・・・・13
- 11. 一般支援活動防災支援員活動記録用紙・・・・・・・・14～15
- 12. 引用資料
- 12-1. 静岡市との協定（平成 22 年 6 月 29 日、平成 28 年 3 月 21 日）
「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」
・・・・・・・・・・・・・・・・16～17
- 12-2. 牧之原市との協定（平成 27 年 11 月 30 日）
「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」
・・・・・・・・・・・・・・・・18～19
- 12-3. 静岡県との協定（平成 31 年 3 月 18 日）
「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」
・・・・・・・・・・・・・・・・20～21
- 12-4. 静岡県と静岡県災害対策士業連絡会との協定(平成 30 年 2 月 25 日)
「災害時における相談業務に関する合意書」
・・・・・・・・・・・・・・・・22～23
- 12-5. 防災支援員登録者リスト・・・・・・・・・・・・・・・・24～25
- 12-6. 防災研究会作成資料 1（県支部ホームページに記載）
「被災者現地支援活動基礎知識 Q&A 61 問」
- 12-7. 防災研究会作成資料 2（県支部ホームページに記載）
「場所ごとの行動マニュアル」
- 12-8. 防災研究会作成資料 3（別途小冊子）
「家族で考える防災 Q&A」

SAPD

改訂 レベル 01

初版発行 2019.09
最新改訂 2021.10



SAPD

初版発行 2019.09
最新改訂 2021.10

台風19号被災者支援活動報告書

	ページ
1. 防災会議開催	2
2. 伊豆の国市現地支援 第一回(10月30日、31日)	
2-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	3
2-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	4
2-3. 現地支援活動記録	5~7
3. 函南町現地支援(11月18日)	
3-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	8
3-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	9
3-3. 現地支援活動記録	10~11
4. 伊豆の国市現地支援 第二回(11月24日)	
4-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	12
4-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	13
4-3. 現地支援活動記録	14~15
5. 現地支援状況写真	16~17

2019年12月21日

公益社団法人日本技術士会中部本部

静岡県支部防災委員会/防災研究会

(編集: 柴田達哉/吉田建彦)

1. 防災会議(「災害時支援活動計画」第4項・5項による)の開催

第一回防災会議

日 時: 2019年10月26日(土)

場 所: 静岡労政会館

出席者: (役員会と共催したが、防災会議構成員のみ下記記述)

山之上支部長、岩田副支部長、岡井副支部長、柴田防災委員長、

馬淵防災委員、土井防災委員、吉田防災研究会長

議 題: 静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、10月30日、31日両日、伊豆の国市の被災者支援活動に参加する件。

決定事項: 防災支援員を派遣することを決定。

第二回防災会議

日 時: 2019年11月16日(土)

場 所: 静岡クーポール会館

出席者: (役員会と共催したが、防災会議構成員のみ下記記述)

山之上支部長、岩田副支部長、角入副支部長、岡井副支部長、柴田防災委員長

馬淵防災委員、土井防災委員、小泉防災研究会員、吉田防災研究会長

議 題: 静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、11月18日、函南町、11月24日、伊豆の国市第二回の被災者支援活動に参加する件。

決定事項: 防災支援員を派遣することを決定。

伊豆の国市で開催した相談会のリーフレットと活動記録(抜粋)

2. 伊豆の国市現地支援 第一回(10月30日、31日)
2-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内

2-3. 現地支援活動記録

対象災害: 台風19号(2019年10月12日、13日襲来)による被災
支援活動実施: 静岡県災害対策士業連絡会からの支援参加要請
防災支援員(記録者)氏名: 長嶋悠孔、吉田建彦、角入一典、山之上誠、岩田良明
同行防災支援員氏名: 柴田達成、長嶋悠孔、吉田建彦、岡井政彦、角入一典、山之上誠、岩田良明
現地への交通手段: 自家用車ないしJR(詳細別途)
支援場所: 伊豆の国市役所
支援対象者: 伊豆の国市床下浸水家屋等の被災者
支援日時: 2019年10月30日(水)、31日(木)
本日の自治体対応: 市役所は会議室の場所提供
本日の他土業等活動状況: 弁護士、司法書士、行政書士、会計士、建築家3団体
支援業務内容: 来訪者(被災者)には入り口で弁護士会が対応し、被災状況に応じ士業別の品に案内する仕組みである。また相談日時では、避難所で生活している被災者はおらず、生活・仕事上の相談事である。なお ① 技術士にだけ開きに来るといふ相談事はなく、他の士業への相談事に加わる形が多い。 技術士の場合は建築3団体と机を並べた。 ② 他士業への相談事に技術士の立場で口をはさむ余地なく、機や後ろで傍聴のみの場合もある。また傍聴できていないケースもあった。 ③ 当日は床下浸水を認定された被災者が対象であるが、チラシにその旨記載がないこともあって床上浸水の被災者も来訪。 10月30日 1. 3階建て有老人ホームの1階(ディスプレイに使用)が浸水、電気水道が使用不可。火災保険には14年前加入したが水害は記事がない。保険対象にならないか? →【弁護士、建築3団体、技術士会(長嶋、吉田)の回答】保険会社に話して対応要請するしかない。報告者: 長嶋、吉田 2. 借地にあるイチゴを作っている農業用ハウスが浸水1.5メートル。儲かっていないので修理よりは廃業したい。ビニールハウス撤去の費用は補助対象にならないか? →【弁護士の回答】補助はむづかしいが、撤去費用の見積もりを取って、市役所や法テラスに相談するようアドバイス →【技術士会(長嶋、吉田)・弁護士会追加調査】相談者が去ったあと、長嶋会員が持参の農林産省資料「被災した農業用ハウス等の費用」の資料では補助対象となっていることを見つけた。これを見て水野弁護士が農林水産省に電話確認し、補助は事業継続の場合で廃業は対象とならないとのことだったが、今回のケースには適用できないので、相談者には特に連絡せず。報告者: 長嶋、吉田 3. 自宅が床上浸水(20cm)したがどうすべきか? →【弁護士の回答】見積もりをもらって補助申請をするようアドバイス。報告者: 吉田 4. カバン修理業者で自宅及び学校訪問などをしている。保険は国民共済であり、被災した車についてはすぐに戻り込まれたが、床上浸水(19cm)については対応がなくなるか? →【弁護士、行政書士の回答】見積もりをもらって補助申請をするようアドバイス。報告者: 吉田

(次ページに続く)

函南町で開催した相談会のリーフレットと活動記録(抜粋)

3. 函南町現地支援 (11月18日)
3-1. 静岡県災害対策士連絡会の案内

令和元年台風19号災害
専門家による無料
生活なんでも相談

罹災証明って何に使えるの？ 認定は変わらないの？
税金の減額について知りたい
事業者にも役立つ情報を知りたい
家の修理に補助金がもらえる？

日時 2019年 **11月18日**(月) 9:00～17:00 **予約不要**

場所 函南町役場 1階町民ホール **全て無料**

内容 被災された方の生活再建に関する相談・情報提供
(令和元年台風19号に関係する相談が対象)

主催 静岡県災害対策士連絡会
弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士といった多数の専門家団体が構成されています

相談がなくてもお見立ちし情報を聞きに来てね

お問合せ 静岡県弁護士会 ☎ 055-931-1848
(静岡県災害対策士連絡会事務局)
平日9:00～12:00 13:00～17:00

3-3. 函南町現地支援活動記録

対象災害: 台風19号(2019年10月12日、13日襲来)による被災
支援活動契機: 静岡県災害対策士連絡会からの支援参加要請
防災支援員(記録者)氏名: 山之上誠、吉田建彦
同行防災支援員氏名: 山之上誠、山下久吉、吉田建彦
現地への交通手段: 自家用車ないしJR(詳細別途)
支援場所: 函南町役場
支援対象者: 函南町被災者
支援日時: 2019年11月18日(月)
本日の自治体対応: 函南町は会議室の場所提供、相談内容に関し必要に応じ関係部署が相談対応
本日の他土業等活動状況: 弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、建築士
支援業務内容: 来訪者(被災者)には入り口で弁護士会が対応し、被災状況に応じ土業別の島に案内する仕組である。また相談日時点では、避難所で生活している被災者はおらず、生活・仕事上の相談事である。なお ① 技術士にだけ聞きに来るといふ相談事はなく、他の土業への相談事に加わる形が多い。技術士の場合は建築士、司法書士と机を並べた。 ② 他土業への相談事に技術士の立場で口をはさむ余地なく、横や後ろで傍聴のみの場合もある。また傍聴できていないケースもあった。 1. 床上浸水、車2台も破損した被災者は、函南町の査定では準半壊(18点)であるが、自分の見立てでは3.3cmも浸水しており、支援内容の再検討の相談に乗ってほしい。査定結果のコピーは被災者はもらえてない。 一【弁護士、建築士、技術士会(山之上、吉田)の対応】対応土業者で町役場の担当部署を訪れ、住家被害認定調査票の詳細を見せてもらい、被災者の写真や意見も入れて再検討の結果、準半壊(18点)から21点(半壊)に変更できた。 報告者: 吉田 2. 床上浸水2.6cmしたが、1300万円の修理見積書ももらっている。どう対応すべきか？ 一【弁護士会の回答】まずは加入している保険会社に話してみる。公的補助はその保険会社の対応に応じて検討する。 報告者: 吉田 3. 浸水1mでほぼ家は半壊、修理よりは解体し、土地は更地にして売却し、現在施設にショートステイしている。県営住宅への入居を申し込んでいて入居許可の可能性はありそう。解体費用189万円は銀行ローンを組めそう。アドバイスを求める。 一【弁護士/町役場担当部署(呼び込みで来てもらった)の回答】 ① 県営住宅入居はするにしても、被災者であることを伝えること(家賃に影響) ② 解体への公的補助はありそうを確認してみる(町役場担当部署)。したがって銀行ローンは保留することが賢明。 ③ 永野弁護士が弁護士会の「生活再建カード」をもとに、再建の道筋を説明した 報告者: 吉田
(次ページに続く)

資料 3

詳細は日本技術士会静岡県支部HP (<http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/>) に掲載しています

発災時における現地支援活動マニュアル(抜粋)

2021年5月1日策定

公益社団法人日本技術士会中部本部

静岡県支部防災委員会

目 次

1. ハザードマップの使い方・防災ポイント
2. 避難先選択方法
3. 避難所運営方法マニュアル
4. マンション災害対策
5. 家族で考える防災 Q&A
6. タイムライン作成方法
7. 発災時の安否確認・連絡手段マニュアル

ハザードマップの使い方・防災確認ポイント

2021年5月1日策定

公益社団法人 日本技術士会 静岡県支部

静岡県の自然災害は、地震・津波・地震による液状化・土砂崩れ・浸水・河川氾濫・火山噴火等様々な災害が想定されています。どこで、どのような災害が発生し、どのような状況のもとで被災地支援に赴くことになるかわかりません。そこで、事前にハザードマップを見ておくことを勧めます。

ハザードマップは、被害の軽減や防災に使用することを目的として、その地域の土地の成り立ちや災害の素因となる地形・地盤の特徴、過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報を網羅し、被災想定区域を表示した地図です。

現地の支援活動にあたっては、被災者に災害状況を具体的にわかりやすい説明とご自身や被災者が二次災害に巻き込まれないためにも、事前に「[国土交通省ハザードマップポータルサイト](#)」で支援先の防災情報をしっかりチェックしましょう！

このハザードマップポータルサイトには、

- ・ **防災に役立つ災害リスク情報**などを地図上に重ねて表示してあります。
- ・ 地域の防災情報を検索できる「**わがまちハザードマップ**」の2種類があります。

(使い方)

国土交通省がポータルサイトを運営しています。災害が発生する前にあなたが住んでいる地域もぜひ確認してみてください！

まずは、[国土交通省「ハザードマップ」ポータルサイト](#)を見てみましょう。

ハザードマップは自然災害が多い日本ではとってとても重要です。自分の身を守り有効な現地の支援ができるように、スマホで使いこなせるようにしておきましょう！

国土交通省の「重ねるハザードマップ」のアプリ版はありません。ハザードマップのサイトへのショートカットをスマホのホーム画面に追加しておけば、アプリと同じように素早く起動することができます。

この他にも各地方自治体が公開している防災に関するデータもあります。支援先の自治体のHPで事前に確認探しておきましょう。

(スマホのホーム画面に追加する方法)

- ①ハザードマップのサイトで上矢印のアイコンをタップ
- ②「ホーム画面に追加」をタップ
- ③ショートカット名を確認して「追加」をタップ
- ④ホーム画面にショートカットアイコンが追加される

ホーム画面の設定方法はスマホの機種やブラウザによって異なりますので、上記を参考にご自分のスマホで試してみてください。

ただし、実際に災害が発生したときはネットに接続できない可能性もあります。

そのようなケースにそなえて、市区町村のHPからPDF版のハザードマップをダウンロードしておく良いでしょう。



※iPhoneSEでSafariブラウザを使用した場合のシミュレーション

（重ねるハザードマップの使い方～スマホ編～）

国土交通省が提供しているハザードマップには「重ねるハザードマップ」と「わがまちハザードマップ」の2種類があります。

それぞれの特徴を理解して、時と場合によって使い分けられるようにしておきましょう！

「重ねるハザードマップ」の詳細

災害が発生したときのリスク情報が地図に重ねて表示されているサイトです。表示できる情報は以下の通りです。

- ・洪水（想定最大規模、計画規模）
- ・土砂災害
- ・津波
- ・道路防災情報
- ・調べたい地域をタップすると、考えられる災害リスク一覧（ため池決壊、地形からわかる災害リスク、大規模盛土造成地、活断層など）を見ることができます。

「わがまちハザードマップ」の詳細

各市区町村が作成したハザードマップへリンクしているサイトです。

市区町村を選択すると自治体のHPへ移動できます。

「重ねるハザードマップ」は、地震や水害などが発生したときに、地域の詳細な情報を確認するのに役に立つサイトです。いざという時に焦らないよう、事前にしっかり使い方を確認しておいてください。

もう1つの「わがまちハザードマップ」は、市区町村ごとの情報を見ることができます。こちらは日常生活の中で大まかなハザードマップを知りたいときにお勧めです。

被災者に地図を見せながら視覚的に判りやすく自然災害リスクを伝えとともに、安全で的確な被災地支援活動を行う為に、事前に現地のハザードマップを確認しよう！

資料 4

日本技術士会中部本部静岡県支部外部依頼対応要領

平成30年2月10日技術士会中部本部役員会承認（令和3年4月24日改定）

（目的）

第1条本要領は、中部本部静岡県支部に外部からの技術士業務についての対応者の紹介依頼（以下「外部依頼」という）があった場合、「地域組織の設置運営についての詳細事項に関する規則」第7条（依頼業務）及び第8条（管理費）の適用についての詳細事項を定める。（IPEJ17-3-2013技術士業務についての外部からの依頼に関する規則参照）

（法令の遵守）

第2条外部依頼の内容については、受託業務であることを前提とし、職員や嘱託としての雇用が前提となった依頼については、法令を遵守し本会は対応しない。

（外部依頼の進め方）

第3条外部依頼があったときは、静岡県支部（以下「事務局」という）はこれを静岡県支部事業開発委員会（以下「委員会」という）に報告するものとする。なお、外部依頼は、様式1（技術士業務紹介依頼書）によるものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けた場合、依頼内容に適合する正会員を速やかに選定し、受託の意思を確認の上、依頼者に紹介する。なお、選定が急を要する場合は委員会を開催せずに、「地域組織の運営についての詳細事項に関する規則」第25条に定める事務局と当該委員長との協議により処理することができる。

（会員の義務）

第4条外部依頼に基づき業務を受託した正会員（以下「受託会員」という）は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任範囲を超える恐れのある契約を結んではならない。
- (2) 万一、依頼者との間で紛争が生じた場合には、誠意を持ってその解決にあたり、本会に責を及ぼしてはならない。
- (3) 契約の内容により、必要な場合は担保責任を保証する保険に加入するものとする。

2 技術士業務の受託に当って、受託会員は、当該委員長に対して、様式2（誓約書）によって誓約書を提出しなければならない。なお、受託業務内容などによって別途、制約事項を追加する場合がある。

（紛争への対応）

第5条外部依頼に基づく業務について受託会員とクライアントとの間に紛争が生じた場合には、委員会は統括本部事務局と協議の上、この紛争に対して適切に対応しなければならない。

（管理費）

第6条受託会員は、別に定める管理費を静岡県支部に納付しなければならない。

（参考）「中部本部の運営における個別事項に関する手引き」第4章依頼業務第15条（管理費）

中部本部からの紹介に基づき業務を実施した会員は、業務完了時にその収入額の10%相当額を中部本部静岡県支部に納付しなければならない。

- 2 ただし、当該業務に対する1年間の収入額が20万円以上の場合には、2万円の納付額を上限とする。
- 3 紹介した業務が複数年継続する場合は、1年目の収入額に2年目以降の見込み額を加えた額で管理費を計算し、1年目の完了時に2万円を上限に一括納付するものとする。

（業務状況報告等）

第7条業務受託が決定した場合は、受託会員は様式3（技術士業務協議、受託、中間、完了報告書）によって委員会に報告しなければならない。

- 2 受託会員は、業務が完了した場合は、報酬金額の多寡に拘わらず、報酬金額受領より1ヶ月以内に様式3によって委員会に報告しなければならない。
- 3 受託会員は、その契約の期間が1年以上のときは、4ヶ月毎に、その契約による業務の実施状況を、様

式3によって委員会に報告しなければならない。

(本要領の違反に対する対応)

第8条受託会員が、第4、6、7条のいずれかの規程に反したことが明らかとなった場合、委員会は統括本部事務局と協議の上、その処置を決定する。

(本要領に定めのない事項)

第9条本要領に定めのない事項については、統括本部「技術士業務についての外部からの依頼に関する手引き」IPEJ13-6-2010Aを準用するものとする。

(本要領の改廃)

第10条本要領を改廃する場合は、静岡県支部が中部本部役員会に付議し、「地域組織の設置運営に関する規則」第16条(個別規則の制定)に従い、中部本部役員会の確認を得て、当支部役員会において定めることができる。

附則(平成30年1月13日)

(様式1)

技術士業務紹介依頼書

年 月 日提出

公益社団法人 日本技術士会 中部本部
静岡県支部長

殿

(E-mail : ipej-shizu@ipej-shizu.sakura.ne.jp または TEL:080-9495-8566)

申込者(企業等名)

下記の業務を依頼したいので、技術士をご紹介くださるよう申し込みます。

所属機関・部署		担当者氏名	
Tel.		Fax	Email
所在地	〒		
件名			
依頼内容 ※1			
職員や嘱託としての雇用や、雇用が前提となった場合には、法令により本会に対応できませんのでご注意ください。			
以下は、公益社団法人 日本技術士会中部本部静岡県支部で記入します。			
受託決定日			
受託者			
受付・対応			
具体的対応			

※1 依頼先、要請技術(出来るだけ詳しく、何をすればよいのかわかる程度)、期間、報酬、旅費交通費、通訳、カウンターパートの有無、要請の背景など、及び事前の打合せなどできるだけ詳細に記入してください。この用紙に入らない場合は、別紙で記入しても結構です。合わせて、企業などの概要がわかる資料を添付してください。

(様式2)

年 月 日

公益社団法人日本技術士会

中部本部静岡県支部事業開発委員長 殿

住所

電話番号

氏名

印

受託業務名:

依頼者名:

誓約書

私は標記の業務の遂行に当たって、「中部本部静岡県支部への技術士業務の外部依頼運営要領」を遵守の上、下記の事項を誓約します。

記

1. 依頼者と契約を交わし、公益社団法人日本技術士会および技術士の名誉をかけて業務を遂行します。
2. 技術士法第4章の技術士等の義務に則った行動をします。
3. 技術士倫理要綱に則った行動をします。

以上

(様式 3)

技術士業務協議、受託、中間、完了報告書

年 月 日提出

氏名 _____ 電話 _____ E-mail _____

受託業務名: _____ 整理番号 _____

受託協議は 1.成立 (成立の場合は下表に必要事項記入してください。)
2.不成立(理由: _____)

項目	内容
業務依頼者等名(業種)	
業務依頼者住所	
業務依頼者先部署,担当者,電話,	
業務依頼者 E-mail、URL	
受託期間	年 月 日から 年 月 日 費やした時間 時間 ※1
受託業務内容	※2
業務完了報告	※3
報酬金額	
管理費	収入(報酬金額)から経費を除外した金額の10%相当の額から下記の技術士会口座への振込料金を差し引いた金額とします。
実行委員会欄	委員会において業務内容、結果、手数料などの確認をします。
事務局使用欄	手数料計算、入金など確認した事項を入れます。

※管理費納入先 ゆうちょ銀行 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

店名 二三八 (読み ニサンハチ)

店番 238、預金種目 普通預金、口座番号 0047541

なお、様式3は、①協議結果の報告と②受託業務中間・完了の報告に使用します。

※1「費やした時間」とは、概ねその業務に費やした時間のことです。

※2 受託した業務内容、報酬の支払い条件及び契約書の有無をできるだけ詳しく記入してください。但し、企業秘密などに関することは支障のない範囲で結構です。

(令和3年4月24日改訂版)

